

千葉市公告第209号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月24日

千葉市長 熊谷俊人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

学校給食献立管理システム賃貸借契約（長期継続契約）

(2) 概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から平成34年9月30日まで

(4) 賃貸借期間

平成29年10月1日～平成34年9月30日（60か月）

(5) 履行場所

千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課及び本市が指定する場所

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成28・29年度千葉市委託入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当すると認められる者

(3) 平成28年4月1日現在で中核市以上の人口規模（20万以上）を持つ地方自治体（特別区・市）に対し、単独調理場及び共同調理場共通仕様の学校給食献立管理システム納入実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-8730

千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課給食班

電話 043-245-5945

電子メール： hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する。(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで。)

(2) 提出場所等

公告の日から平成29年4月5日(水)までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること。(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで。)

5 入札説明書の交付

公告の日から平成29年4月4日(火)まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する。(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで。)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

ア 受付期間 公告の日から平成29年3月29日(水)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 平成29年4月3日(月)

エ 回答方法 電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 受付期間 公告の日から平成29年4月5日(水)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 平成29年4月11日(火)

エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成29年4月14日(金)午前10時00分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所

千葉市中央区問屋町1番35号 ポートサイドタワー12階

千葉市教育委員会 入札室

(3) 入札方法

入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

(参考：入札金額＝月額×契約初年度に要する月数（1か月）の税抜額)

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(契約期間全体の総額ではないので注意すること。)

(4) 入札保証金

要。(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

9 その他

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 前記2(1)に該当しない者が、競争入札に参加するためには、平成29年4月5日(水)までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。

(6) 詳細は、入札説明書による。

(7) 平成30年度以降の予算について、本委託に係る委託料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。